

(23) 生野まちづくり工房井筒屋

改正前										改正後	
施設 の 名 称	使用時間及び基本使用料									施設の名称	使用料
	午前 9時 ～正 午	午後 1時 ～午 後5 時	午後 6時 ～午 後10 時	午前9 時～午 後5時	午後1 時～午 後10時	午前9 時～午 後10時	全日 午前 9時 ～午 後10 時	7日 間 午前 9時 ～午 後10 時	1月間 午前9 時～午 後10時	会議室	1時間当たり300円
	600円	800 円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	=	=	=	土蔵	1月間当たり3,000円
	=	=	=	=	=	=	100円	700円	3,000円	備考 1 冷暖房設備を使用する場合は、 <u>使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u> 2 <u>土蔵の利用において、1箇月に満たない場合は、休館日を含めて1日当たり100円とする。</u>	
付記 1 冷暖房設備を使用する場合は、 <u>基本使用料に100分の20に相当する額を加算した額とする。</u> 2 <u>会議室を時間延長して使用する場合は、基本使用料に1時間当たり200円を加算した額とする。</u>											

お問い合わせ先：生野支所 079-679-2240